

平成 25 年度総合セキュリティ対策会議（第 6 回）
「サイバー空間の脅威に対処するための産学官連携の在り方」
～日本版 NCF TA の創設に向けて～

平成 25 年 11 月 28 日

発言要旨

1. 開会

2. 米国 NCF TA 最高責任者への質問と回答について

【事務局から、米国 NCF TA 最高責任者への質問と回答について説明】

○ 非常に参考になる情報であるとともに、やはり日本の実情に合わせた上で、小さくて実効的なものをつくっていくというのが今後の課題だと思いました。

3. 平成 25 年度総合セキュリティ対策会議報告書（案）「サイバー空間の脅威に対処するための産学官連携の在り方～日本版 NCF TA の創設に向けて～」について

【事務局から、平成 25 年度総合セキュリティ対策会議報告書（案）「サイバー空間の脅威に対処するための産学官連携の在り方～日本版 NCF TA の創設に向けて～」について説明】

○ 米国の NCF TA は、FBI 等のような捜査に関する権限を有していないという話だと記憶しております。報告書案には「警察による捜査権限の行使を含め」という記載があるのですが、日本版 NCF TA に関しては警察の捜査権限の行使を含めた組織になるのでしょうか。

○事務局：日本版 NCF TA について、捜査権限の行使との関係では米国の NCF TA と特段異なることは考えていません。NCF TA が NCF TA たる最大の特徴は、そのメンバーの中に米国であれば FBI 等、日本であれば警察という捜査権限を持つ機関がパートナーとして入っていることによって対処の手段として捜査権限の行使を直接かつ迅速に行えるということであり、御指摘の記載はそのような意味です。

○ 日本版 NCF TA の後に「(産学官で情報共有のできる新たな機関)」などのように記載することが、日本版 NCF TA の形をつかむ意味でも大事なのかなと思います。

また、日本版 NCF TA はサイバー犯罪対策の全てをやる訳ではなく、既存の JPCE RT や T e l c o m - I S A C を補完するもので、また、日本の国情に合わせた日本独自

のものをつくるということでしょうか。

○事務局:名称の問題については、この議論を始めた当初から御指摘を受けておりますが、事務局としては、議論の出発点として、アメリカにおいてNCFTAという取組が現に成功しているという事実を踏まえ、日本の国情や法制度等に合った形の、文字どおり日本的なNCFTAをつくらうという考えをありのままに表現するものとして使ってきたわけがあります。日本版NCFTAを端的に表現する用語については、事務局で引き続き検討したいと思います。

また、日本版NCFTAがサイバー空間の脅威に対処する上で、オールマイティな組織だとは思っておりません。既存の、あるいは将来的に作られる組織と相互に補完する形で、連携をしながらも、日本版NCFTAとして確固とした存在意義を持って機能していくことを目指しております。

○ 報告書案の論調はどちらかというと、情報共有という言葉が全面に出ているので既存の組織との違いがあまり鮮明にならないように感じますが、私の理解としては、日本版NCFTAというのは個別具体的な事案に対して、サイバーアタック等の証拠をきちんととれる組織というのが、JPCERTやTelecom-ISA等の他機関との大きな違いとっております。

特に、個別の脅威への対処方針や個別の被害情報等を特定するというのが非常に重要なかと思っております。そういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局:日本版NCFTAの特徴は、捜査権限を持つ機関がパートナーとして入ること、産業界が日々さらされている脅威に対して捜査権限の行使という法執行機関の力をいち早く活用することにより、被害の拡大防止を含めた事態対処が可能だという点にあります。

既存の団体では、情報を共有し、それが示す脅威についてお互いに気をつけましょうという注意喚起をメインにしているものと思いますが、日本版NCFTAはそれを超えて、脅威をもたらしている大元に対して対処を行うこととなります。

その対処が民間ではなかなかできないところ、捜査権限を持つ機関がパートナーとして加わることで、その力を活用できることとなります。それが日本版NCFTAのまさにコアの部分だろうと思っておりますので、御指摘のところと違いはないと理解しております。

○ 報告書案としてこれまでの議論をうまく整理していただいたなと思っておりますが、全体がどうなのかということはある程度わかりやすくイメージチャートみたいな形で載せ

ることができないかなという感じがします。その観点で見ると表はありますけれど、図が一切ないという状況ですので、なかなか難しいかと思いますが、その辺がうまく盛り込めればよろしいのではないかなと考えます。

○ 報告書案については、非常にわかりやすい形でまとめていただいたと思っており、内容については賛同いたします。日本版NCF TAができることによって特に産業界側にとって一定の負担の下にメリットが生じ、また、警察側にとってもメリットが生じるようになると思うのと非常にいいなと思っております。また、職員派遣等で参加する者はセキュリティのエンジニアになると思うのですが、そういった人たちのモチベーションやレベルがアップすることにつながっていくことも期待しております。

なお、確認なのですけれども、記載している内容を具体化していくスケジュールについての記述がほとんどないのですけれども、このあたりの考えを聞かせていただければと思います。

○事務局：そもそも今回、この総合セキュリティ対策会議にこのテーマのご審議をお願いしたのは、警察としてサイバー空間の脅威に対処していく上で、民間のお力を借りたいという事情があり、アメリカにおいて大変な実績を發揮しているNCF TAという取組を日本の国情に合う形で導入できないかと考えたからであります。その考え方や方向性が警察の独りよがりなものではないか、産業界や学術機関からも賛同いただけるものかどうか、そして、創設に賛同いただけたとして、一体いかなる点に留意して制度設計を図るべきかについて御意見をちょうだいいたしたいと考えた次第です。したがって、報告書は、これから日本版NCF TAを創設するに当たっての一種のガイドライン、指針のようなものと思っています。

ガイドライン、指針に当たる報告書を取りまとめいただいた後は、それを受けとめた警察庁において、実現につなげていく責任が生じてくると思います。年度ごとの工程表のようなものを策定することができればベストだったと思いますけれども、現時点においては事務局として大変に難しいと思っています。この報告書では、「できるだけ速やかに、まずは始めることが重要」と書かれておりますのでその理念に沿って、文字どおりできる限り速やかに努力していきたいと考えております。

○ まずは始めることが重要という点について非常に賛同しております。

○ 米国NCF TAの効果ということで、これだけ貢献した、これだけ未然防止して検挙につながったといったところを書くことはできないのでしょうか。そういったものが書か

れていれば、非常に説得力のあるものになるのかと思います。

○事務局：米国NCF TAは活動の具体的な成果を対外的に示すことにはかなり慎重ですので、報告書では「数千万ドルの犯罪収益の押収や被害の未然防止に貢献するなど」と記載しております。

4. 閉会